

社会福祉法人における「契約ルール」 及び「調査研究」について

1. 社会福祉法人における契約ルールについて

○ 制度改革により、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる法人体制となることを前提に、

- ① 手続面の整備（事前チェック）
- ② 事後チェック

により、適正な契約を担保することとし、随意契約が可能な金額について緩和してはどうか。

① 手続面の整備（事前チェック）

- ・ 重要な契約※は理事会で決定（法第45条の13第4項）
- ※ 法人の規模・目的・業務内容は様々であり、絶対的な基準はない。

② 事後チェック

- ・ 契約内容については理事会※へ報告
- ※ 監事は理事会への出席義務があり（法第45条の18第3項で準用する一般法人法第101条）、監事による確認が行われる。
- ・ 相見積等契約事務に係る証憑の保存
- ・ 所轄庁監査における契約手続の重点的監査

（参考）

- 法改正により、「特別の利益供与の禁止（第27条）」「特別背任罪（第130条の2）」「贈収賄罪（第130条の3）」「役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任（第45条の20）」が設けられた。

○ 一定規模を超える法人は、会計監査人による会計監査が実施されることから（任意設置を含む）、法人の実態に応じた柔軟な対応を可能としてはどうか。

	区分			契約ルール
	工事又は製造の請負	食料品・物品等の買入れ	その他	
	250万円以下	160万円以下	100万円以下	随意契約可 （2社以上の相見積）
予定価格	会計監査人未設置法人 1000万円以下			随意契約可 （3社以上の相見積） ※ 企画競争が望ましい。
	1000万円超			競争入札
	会計監査人設置法人 ○ 法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定する。 （上限額※） 建築工事：20億円 建築技術 ・ サービス：2億円 物品等：3000万円			随意契約可 （3社以上の相見積） ※ 企画競争が望ましい。
				競争入札

※ 政府調達協定（地方政府機関）を参考に設定。

(参考) 他の公益法人等における契約ルール

	契約ルール（随意契約）に関する規制		
	有無	内容	根拠
国	あり	工事又は製造の請負 250万円以下 財産の買入れ 160万円以下 物件の借入れ 80万円以下 財産の売払い 50万円以下 物件の貸付け 30万円以下 上記以外の契約 100万円以下	会計法第29条の3 予算決算及び会計令第97 条第2号～第7号
地方自治体	あり	工事又は製造の請負 250万円（130万円）以下 財産の買入れ 160万円（80万円）以下 物件の借入れ 80万円（40万円）以下 財産の売払い 50万円（30万円）以下 物件の貸付け 30万円以下 上記以外の契約 100万円（50万円）以下 ※カッコ書きは、指定都市を除く市町村の場合	地方自治法第234条第2項 地方自治法施行令第167 条の2第1項、別表第5
独立行政法人	—	（参考）国が定めるものと同様の内容を各独法において、会計規程等に 定めている。	—
社会福祉法人	あり	工事又は製造の請負 250万円以下 食料品・物品等の買入れ 160万円以下 前各号に掲げるもの以外 100万円以下	社会福祉法人における入 札契約等の取扱いについ て（平成12年2月17日社 援施第7号5課長通知）
学校法人	なし	—	—
宗教法人	なし	—	—
更生保護法人	なし	—	—
公益社団・財団法人	なし	—	—
生活協同組合	なし	—	—
医療法人	なし	—	—

(参考) 現行の社会福祉法人における契約ルール

随意契約理由

① 予定価格が以下の金額を超えない場合

- ・ 工事又は製造の請負→250万円
- ・ 食料品・物品等の買入れ→160万円
- ・ 上記以外→100万円

② 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

- イ 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合
- ロ 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、契約の目的として特定の者と契約を締結する必要がある場合
- ハ 同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある増設改修等の工事で場合
- ニ 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
- ホ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合
- ヘ 食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合

③ 緊急の必要により競争入札に付することができない場合

- イ 故障に伴う電気、機械設備等の緊急復旧工事
- ロ 災害発生時の応急工事及び物品購入
- ハ 感染防止の消毒設備の購入など、入所者に緊急対応が必要

④ 競争入札に付することが不利と認められる場合

- イ 契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利な場合
- ロ 売り惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがある
- ハ 緊急契約でなければ、契約機会を失うか、著しく不利な価格契約になる恐れがある

⑤ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合

- イ 特定業者の多量所有などにより、他の業者よりも有利な価格で購入可能
- ロ 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利

⑥ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合（履行期限以外の予定価格等の入札条件変更不可）

⑦ 落札者が契約を締結しない場合（落札金額の制限内で、履行期限以外の入札条件変更不可）

(いずれかに該当する)

※④ロ・ハ、⑤の場合に予定価格が500万円以上の整備は除く。

随意契約

(該当しない)

○ 予定価格が以下の金額未満（H28～29年度）

- ・ 物品等→3,300万円
- ・ 特定役務のうち建設工事→24億7,000万円
- ・ 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス→2億4,000万円
- ・ 特定役務のうち上記以外→3,300万円

競争契約

一般競争入札

(以上である)

(未満である)

(該当しない)

- 契約の性質又は目的が一般競争に適さない。
- 競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である。
- 一般競争入札に付することが不利と認められる。

(該当する)

指名競争入札

※ 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成12年2月17日社援施第7号）等を基に整理

(参考) 契約の種類と内容

契約の種類	内容
入札（競争入札）	複数の契約希望者を募り、契約希望者が、見積もり金額（入札金額）を記入した札を入札用の箱に投票し、予定価格を下回って最も安価に入札した業者が原則として受注（落札）することにより契約を決定する方法をいい、公共事業の受注決定などで多く行われている。
一般競争入札	入札の実施方法として特に入札の参加要件を限定せず、原則として誰でも参加可能な公開入札をいいます。発注内容に対する施工能力の審査がある制限付一般競争入札や特に高度の技術を要する工事ですらに資格審査を厳しく行う形の公募型指名競争入札などがある。
最低価格落札方式	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式。
総合評価落札方式	価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式。価格のみでなく、技術力や企画内容の創意工夫などの諸条件を評価する必要がある場合に採用される。
指名競争入札	発注者が過去の実績や技術力などをもとに入札参加者をあらかじめ名簿等で選定して行う入札をいう。悪質業者を排除し、信頼性の高い施工が確保できる反面、限定された競争参加者の中で不正行為が発生する恐れがあり、競争参加者などの情報の扱いに注意が必要となる。
随意契約	特に入札を実施せず、個別折衝の折り合いにより受注者を決定し、締結した契約、契約方法をいう。特に特定の一業者を指名して行う随意契約を特命随意契約といい、また入札の結果として、落札者がいない場合に商議により締結する随意契約を不落随意契約という。
競争性のある随意契約	（企画競争）事業テーマについて、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容を審査した上で一番すぐれた企画を提案した者を契約の相手として決定する。 （公募）設備や技術等の必要条件を具体的に明示して、掲示、Webサイト等で広く参加者を募ることをいう。
競争的でない随意契約	企画競争等の競争性がなく、個別折衝の折り合いにより受注者を決定し、締結した契約、契約方法をいう。

2. 社会福祉法人における調査研究について

現状・考え方

- 社会福祉法人は、社会福祉に関する調査研究等は公益事業として実施することが現在も可能。一方、基本財産以外の財産について資産運用の一つとして株式保有等資産運用が認められているが、未公開株の保有は認められていない。
- 社会福祉法人の財産は、基本財産以外の運用財産であっても社会福祉事業の安定性確保の観点から安全・確実に運用管理することが原則である。ただし、事業の安定性を阻害しない範囲で社会福祉に関する調査研究のために必要不可欠なものであれば、社会福祉法人の財産が有効に活用されるものと考えられる。

今後の方向性

- 以下の要件を満たす場合に、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することを可能とはどうか。
 - ① 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
 - ② 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
 - ③ 未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること
- ※ なお、法人が公益事業として社会福祉に関する調査研究を実施するのであれば、当該有価証券（未公開株）は社会福祉充実残額の算定時の控除対象財産となる。

（参考）平成28年8月8日 平成28年第14回経済財政諮問会議 議事要旨（大臣発言）

- 社会福祉法人について、R&D投資への規制が実は人知れず存在する。社会福祉法人が飛躍するためのR&D投資が規制されてしまっており、これを抜本的に見直す。

(参考) 関連通知抜粋

○社会福祉法人審査基準（局長通知）（抄）

第二 法人の資産

3 資産の管理

(2) 基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は求められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限定されること。

○社会福祉法人審査要領（課長通知）（抄）

第二 法人の資産

(8) 法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。

ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。

イ 基本財産として寄付された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。

(10) (8) の場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することがないように、その保有割合は、2分の1を超えてはならない。